

平成 24 年 12 月 3 日

行政評価局調査の実施

総務省行政評価局は、「行政評価等プログラム」に基づき、行政評価局調査を重点的かつ計画的に実施しています。
今回、平成 24 年 12 月から実施する下記 5 テーマの計画について公表します。

- 消費者取引に関する政策評価
消費者取引の適正化に関する各種施策について、どのような効果を上げているかなどの観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施
- 契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約を中心として—
国が締結する契約における競争性・効率性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、特に役務契約を中心として、本府省及び地方支分部局を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視
科研費等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、不正使用に関与した研究者等に対する処分等の実施状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視
これまで明らかにされてこなかった特別民間法人及び特別法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、これらの法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督等関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施
- 震災対策の推進に関する行政評価・監視—災害応急対策を中心として—
我が国全体として、実効ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

連絡先

<契約の実質的な競争性確保に関する調査について>

行政評価局内閣、規制改革等担当評価監視官室

担当：楠本

電話（直通）：03-5253-5442、FAX：03-5253-5436

<科学研究費補助金等の適正使用に関する行政評価・監視について>

行政評価局法務、外務、文部科学等担当評価監視官室

担当：高橋

電話（直通）：03-5253-5450、FAX：03-5253-5457

<消費者取引に関する政策評価について>

<特別民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視について>

行政評価局財務、経済産業等担当評価監視官室

担当：今井（消費者取引）、中山（特別民間法人）

電話（直通）：03-5253-5434、FAX：03-5253-5436

<震災対策の推進に関する行政評価・監視について>

行政評価局復興、総務、国土交通担当評価監視官室

担当：渡邊

電話（直通）：03-5253-5456、FAX：03-5253-5457

<行政評価局調査全般について>

行政評価局総務課

担当：高橋

電話（直通）：03-5253-5407、FAX：03-5253-5412

※ インターネットでのお問合せについては、以下の総務省HPで受け付けております。

<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

消費者取引に関する政策評価

調査の背景

消費者の権利の尊重と自立の支援等を基本理念とした消費者基本法が公布・施行(H16.6)。また、消費者行政を一元的に推進するために消費者庁が設立(H21.9)

さらに、消費者基本法に基づく消費者基本計画が改定(H22.3.30閣議決定)され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省庁において展開



消費者取引に関するトラブルは後を絶たず、例えば全国の消費生活センターに寄せられた消費生活に関する相談の件数だけを見ても、平成23年度で約87万9,000件。このうち取引に関する相談は約73万2,000件と総件数の83%を占める

取引に関するトラブルについては、新たな商品や販売形態についての相談や高齢者による相談が増加しており、これらに対し行政としての的確に対応していくことが求められている



消費者取引の適正化に関する各種施策について、どのような効果を上げているかなどの観点から評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 消費者取引に係る政策の現況

- 消費者取引に関する各種施策の実施状況を把握・分析

2 消費者取引に関する政策の効果の発現状況

- 各種施策・事業の実施により、消費者取引の適正化の効果が発現しているか等を分析

主要調査対象

調査対象機関

内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

関連調査等対象機関

独立行政法人国民生活センター、都道府県、市区町村、関係団体等

調査実施期間

平成24年12月～26年3月(予定)

契約における実質的な競争性の確保に関する調査－役務契約を中心として－

調査の背景

○ 国が締結する公共調達に係る契約については、これまで様々な問題が指摘され、政府においては、事務の効率化、競争性の確保、コスト縮減等の観点から様々な取組を実施

○ 一方、i)より競争性のある契約方式への移行が進んでいるものの、一者応札となるなど実質的な競争性が確保されていない、ii)各府省共通の財・サービスの共同調達の取組が十分進展していない(特に地方支分部局等)などの課題

○ 契約における競争性・効率性の確保、共同調達等の推進等を図る観点から、特に役務契約を中心として調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 各府省等の契約における競争性の確保のための取組の実施状況

○ 競争性のある契約方式でありながら一者応札となっているものなどについて、実質的な競争性が確保されているか等を調査

2 調達機関相互の連携による共同調達の実施状況

○ 本府省、地方支分部局等における共通の財・サービスの共同調達の実施状況等を調査

3 第三者機関における契約の監視の実施状況

○ 国の契約全般の監視を行う第三者機関において、契約の監視の実効性が確保されているか等を調査

主要調査対象

調査対象機関

全府省(本府省、地方支分部局等)

関連調査等対象機関

地方公共団体、民間団体等

調査実施期間

平成24年12月～25年9月(予定)

科学研究費補助金等の適正な使用の確保に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金(以下「科研費」という。)は、人文、社会から自然科学までの全ての分野にわたり、基礎から応用までの研究者の自由な発想に基づく学術研究を対象とする競争的資金

○ 従前から公的研究費の不正使用が後を絶たないことから、文部科学省は、平成19年2月に大学等の研究機関に対し、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を通知するなど各種の取組を実施

○ しかし、その後も公的研究費の不正使用が発生、発覚するなど、取組の実効性の確保が課題

○ 科研費等の適正な使用を確保する観点から、研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況、不正使用に関与した研究者等に対する処分等の実施状況、研究費使用ルールの運用状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 研究費の不正使用防止に向けた体制の構築状況

○ 不正使用防止に関する各種規程等の策定・公表状況等、物品購入等業務の実施状況、通報窓口等の整備状況、内部監査の実施状況等を調査

2 不正使用に関与した研究者、所属研究機関に対する処分等の実施状況

○ 研究者に対する懲戒等処分・補助金返還命令等の実施状況、研究機関に対する是正措置の実施状況を調査

3 研究費使用ルールの運用状況

○ 立替払制度の導入・利活用状況、経費執行可能期間の設定状況等を調査

主要調査対象

調査対象機関

文部科学省

関連調査等対象機関

独立行政法人日本学術振興会、大学等研究機関、事業者、関係団体等

調査実施期間

平成24年12月～平成25年9月(予定)

特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する行政評価・監視

調査の背景

○ 様々な種類の政府関係事業の担い手のうち、特別民間法人(注1)及び特別法人(注2)については、統一的な指導監督基準の下、国として一定の指導監督を実施

○ 特別民間法人及び特別法人は、「行政代行法人」として、国民負担の軽減、財政支出の削減、事務・事業の効率化等の観点から事務・事業の見直しが求められ、また、近年では、事業仕分けの対象とされ、独占業務への民間参入の促進、他の法人との重複事業の廃止などの指摘

○ これまで明らかにされてこなかった特別民間法人及び特別法人の実態や国との関わりの全体像を明らかにしつつ、これらの法人が担うべき行政代行的・行政補完的機能の的確かつ効率的な発揮の観点から、法人の事務・事業運営の状況、関係府省による指導監督等関与の状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 特別民間法人及び特別法人の事務・事業運営の状況

○ 事務・事業の状況、財務の状況、組織の状況、情報公開の状況等を調査

2 特別民間法人及び特別法人に対する国の関与等の状況

- 法令に基づく国の関与等について、その内容及び運用状況を調査
- 指導監督基準に基づく所管府省の指導監督状況を調査
- 行政改革方針等の関連閣議決定や各府省の独自ルール等の状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

内閣官房、国家公安委員会(警察庁)、金融庁、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

関連調査等対象機関

特別民間法人、特別法人、関係団体等

調査実施期間

平成24年12月～25年11月(予定)

(注1) 「行政改革に関する第5次答申―最終答申―(昭和58年3月14日臨時行政調査会)を受けた行政改革や「特殊法人等整理合理化計画」(平成13年12月19日閣議決定)による特殊法人等改革において、事務・事業の制度的独占の原則廃止、国からの出資の廃止、役員選任の自主化といった「民間法人化」が行われた特殊法人及び認可法人をいう。現在38法人ある。

(注2) 特別の法律に基づき設立される全国を地区とする法人のうち、法律により国の事務を行うこととされているものや国からの補助金等と密接な関係を有する業務を行うもの等、一定の要件に該当する法人をいう。現在12法人ある。

震災対策の推進に関する行政評価・監視－災害応急対策を中心として－

調査の背景

- 東日本大震災により、広域に被害が発生
- 国は、東日本大震災における政府の対応を検証し、災害対策基本法の改正や防災基本計画の修正等各種取組を推進

- 首都直下地震や東海・東南海・南海地震等の発生が懸念
- 東日本大震災における対応の教訓を踏まえた震災対策の充実・強化は全国的な喫緊の課題

- 我が国全体として、実効ある震災対策の推進を図る観点から、東日本大震災における災害応急対策の実施状況や今後の震災に備えた災害応急対策の検討状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

主要調査項目と調査の視点

1 東日本大震災における災害応急対策の実施状況

- 国における東日本大震災への対応実績や東日本大震災の教訓、教訓を踏まえての各種取組状況等を調査

2 災害応急対策の検討状況

- 東日本大震災の教訓を踏まえ、国及び地方公共団体における、①情報の収集・連絡及び活動体制、②救助・救急、医療、③避難収容、④物資の調達、供給等、⑤自発的な支援の受入れ等の災害応急対策の検討状況を調査

主要調査対象

調査対象機関

内閣府等指定行政機関※

関連調査等対象機関

都道府県、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成24年12月～25年11月(予定)

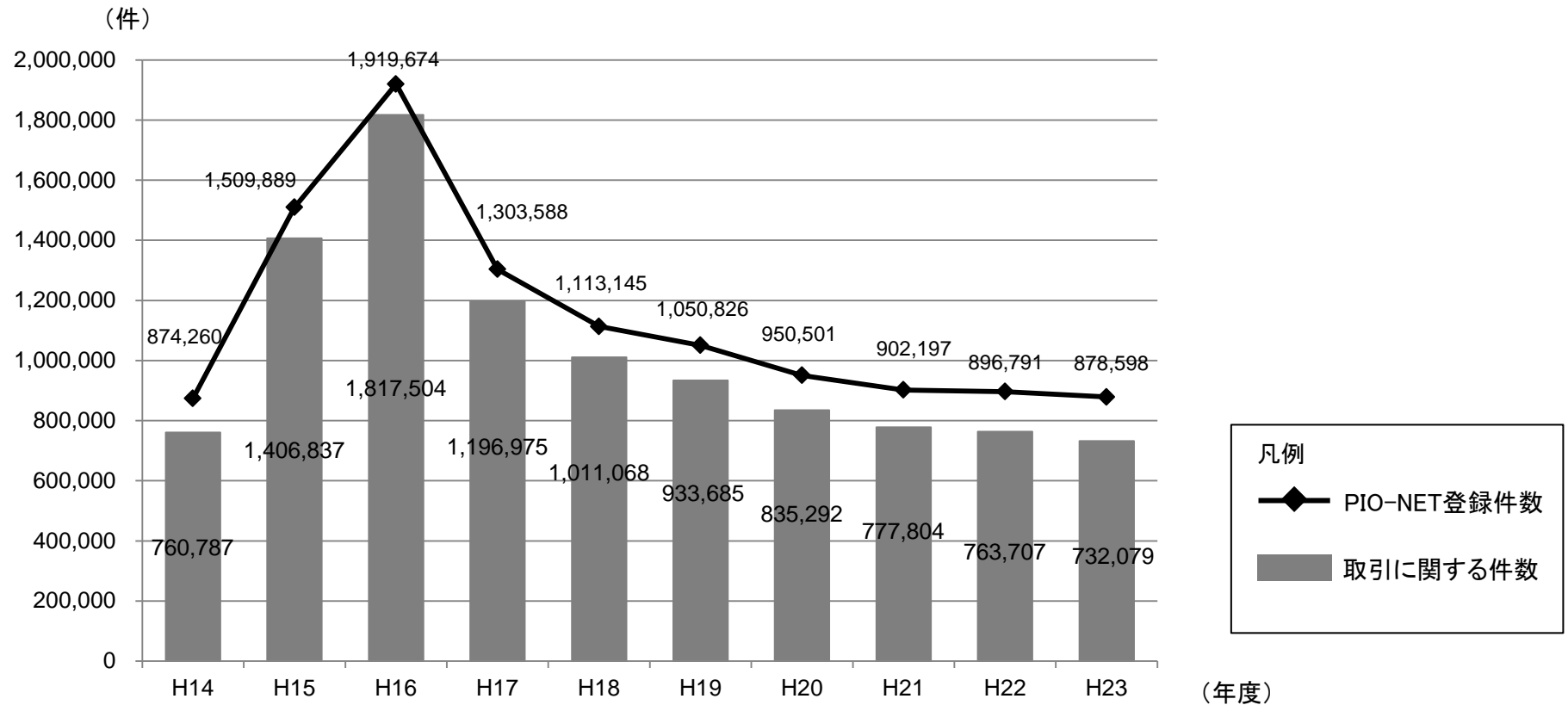
※ 指定行政機関：災害対策基本法第2条3号の規定により内閣総理大臣が指定する行政機関

参 考 資 料

- 1 消費者取引に関する政策評価・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 契約における実質的な競争性の確保に関する調査—役務契約
を中心として—・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 特別の法律により設立される民間法人等の指導監督に関する
行政評価・監視・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 震災対策の推進に関する行政評価・監視—災害応急対策を中
心として—・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

◆ 消費生活情報に係る相談件数の推移

全国の消費生活センターが受け付け、PIO-NET(注2)に登録された消費生活に関する相談件数は、平成16年度が約200万件でピークとなっており、平成23年度は878,598件。また、平成23年度の件数のうち取引に関する相談件数は、732,079件で全体の83.3%を占める。



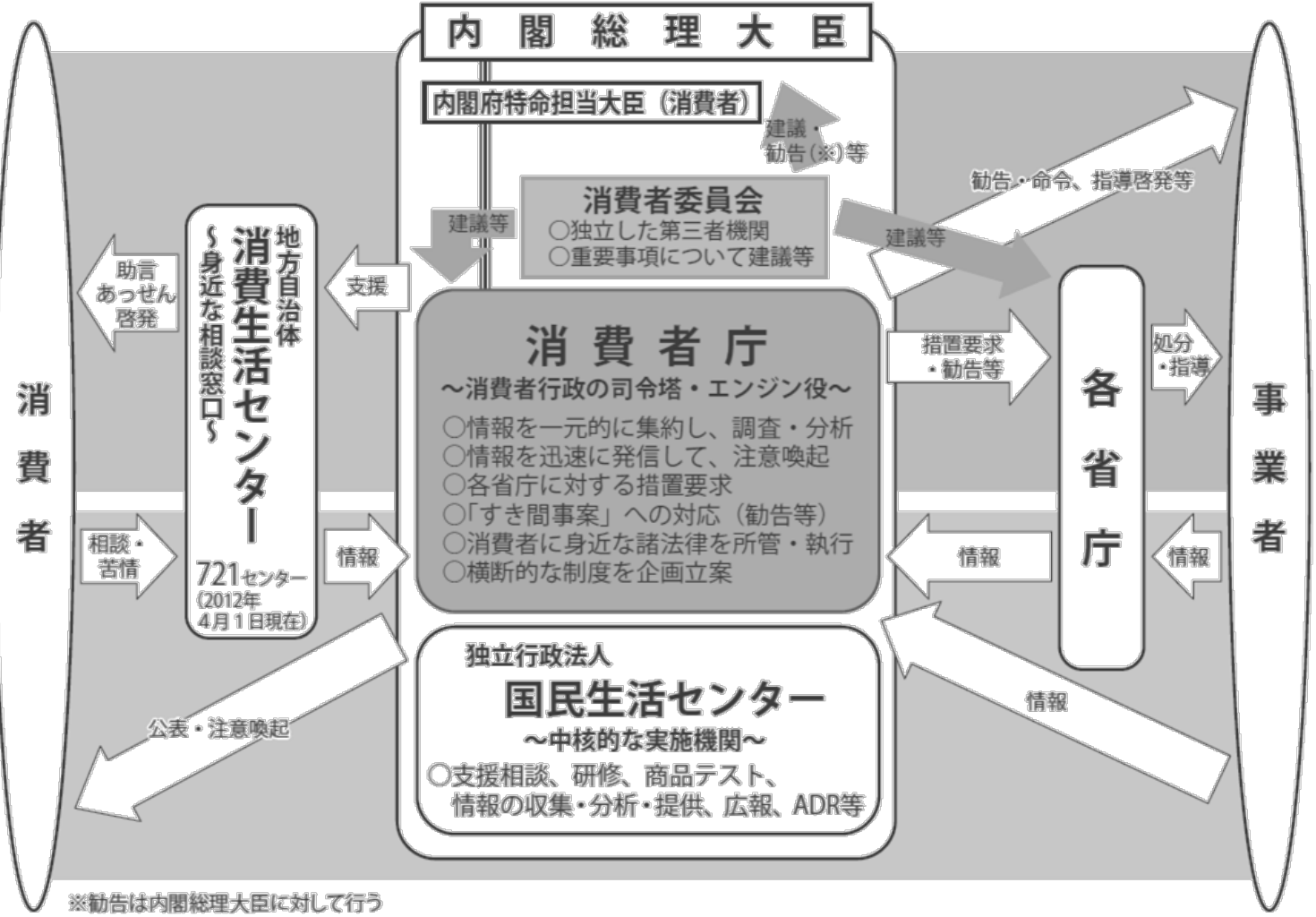
(注)1 独立行政法人国民生活センター「PIO-NETにみる2011年度の消費生活相談」に基づき、当省が作成した。

2 PIO-NETとは、全国消費生活相談ネットワーク・システム(Practical Living Information Online Network System)を指す。

3 平成15,16年度に相談件数が増加したことについて、独立行政法人国民生活センターでは架空請求に関する相談が多数(平成15年度:約48.3万件、平成16年度:約67.6万件)寄せられたことが要因であるとしている。

◆ 消費者行政の基本的枠組み

◆ 評価対象の法律
(主なもの)



- ・ 特定商取引法
- ・ 預託法
- ・ 貸金業法
- ・ 割賦販売法
- ・ 宅地建物取引業法
- ・ 旅行業法
- ・ 消費者契約法 等

※勧告は内閣総理大臣に対して行う

(注) 消費者庁の資料(消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009～2011年度))による。

○ 各府省が締結した契約の総件数及び総金額の推移

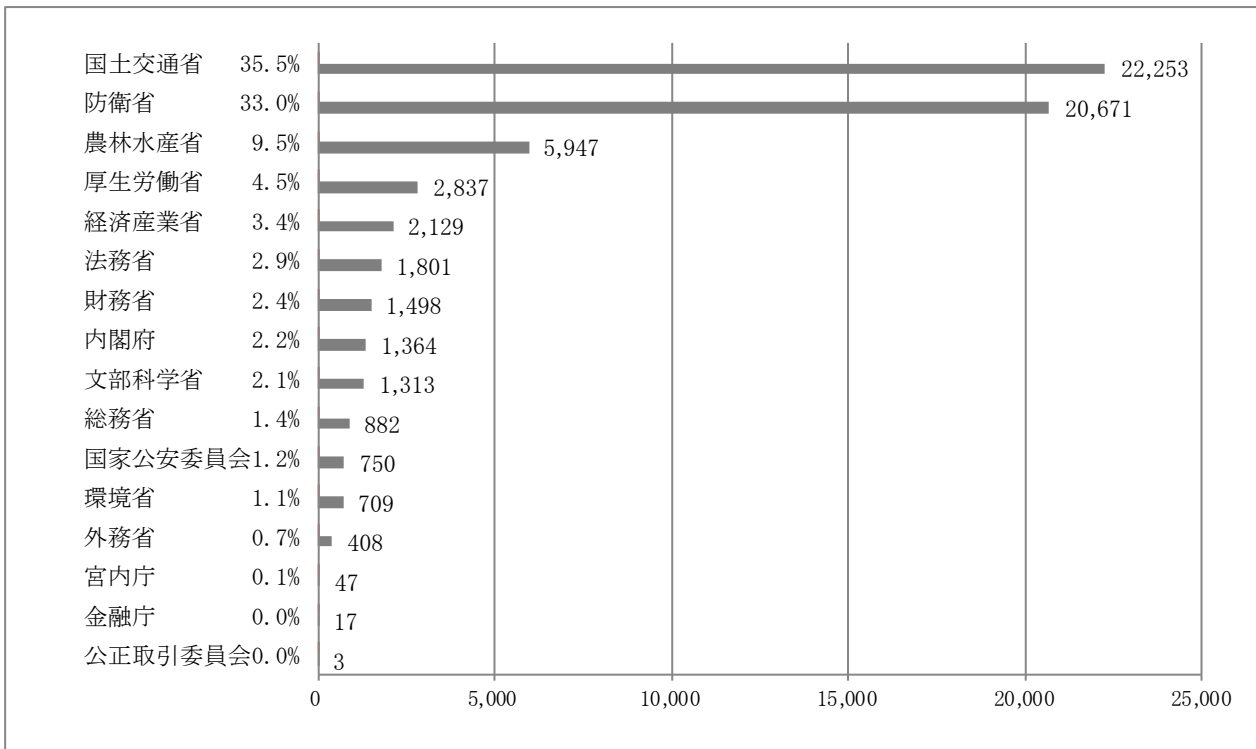
(単位：件、億円)

区 分	平成20年度 A	21年度	22年度 B	増減(B-A)
総契約件数	171,923	170,539	144,481	△27,442 (△16.0%)
総契約金額	80,292	79,532	62,629	△17,663 (△22.0%)

(注)「平成20年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」(平成21年7月24日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)、「平成21年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」(平成23年3月15日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)、「平成22年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」(平成23年12月26日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)及び「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)により作成することとされている「契約に関する統計」に基づき、当省が作成した。

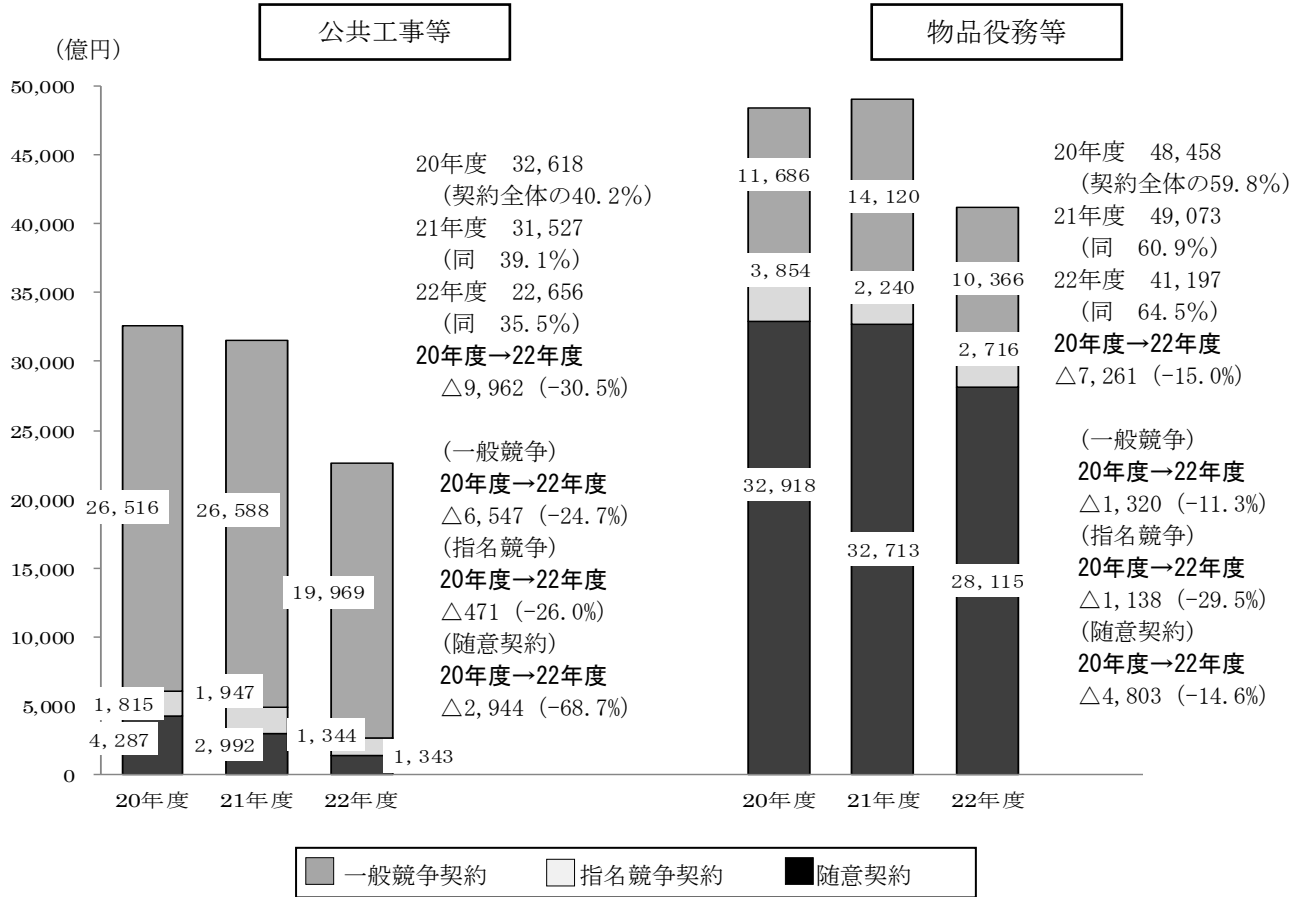
○ 各府省における平成22年度の契約金額

(単位：億円)

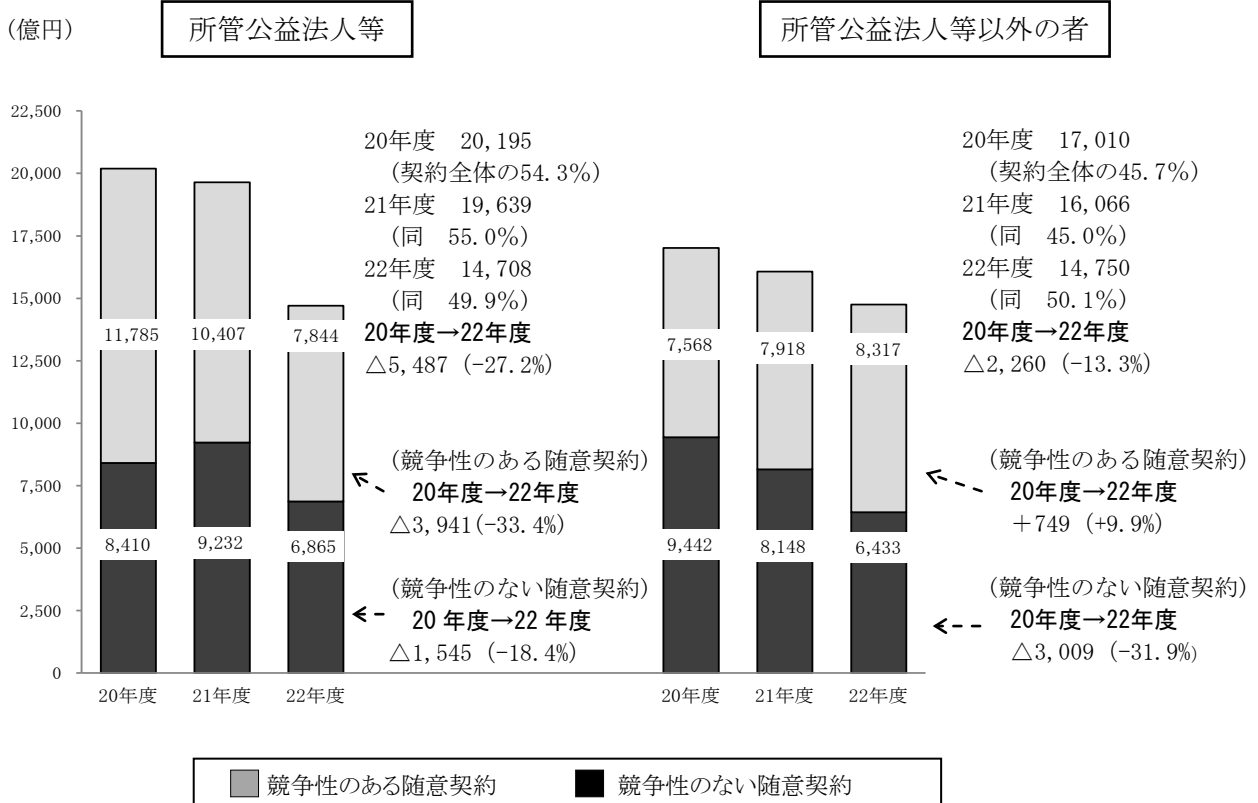


(注)「平成22年度における国が行う随意契約の見直し状況フォローアップについて」(平成23年12月26日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議)に基づき、当省が作成した。

○ 契約種類別の契約金額の推移



○ 随意契約の相手方別の契約金額の推移



(注) 「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)により作成することとされている「契約に関する統計」に基づき、当省が作成した。

特別民間法人・特別法人と主な法人類型

国が設立

民間(団体)が設立

独立行政法人

独立行政法人通則法及び個別の設置法により直接設立

特殊法人

(特別の)法律により直接又は特別の設立行為により設立

NTT、NHK、日本年金機構、
高速道路株式会社等

- ①事業の制度的独占の廃止
- ②国等からの出資の廃止
- ③役員選任の自主化
- ④経常的経費の国等への依存状態の解消
- ⑤政府関与の最小限化

「民間法人化」

特別民間法人(別紙)

認可法人

特別の法律に基づき民間の発意により主務大臣の認可を受け設立

日本銀行、日本赤十字社、
(株)企業再生支援機構等

特別法人

- ・役員の任命に当たり、国の関与(承認、認可、同意等)を要しないもの
- ・国から出資金、交付金、補助金等財政上の支出を受けていないもの

(別紙)

公益法人

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき民間の発意により設立され、公益事業を行う法人として行政庁の認定を受けたもの又は旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人

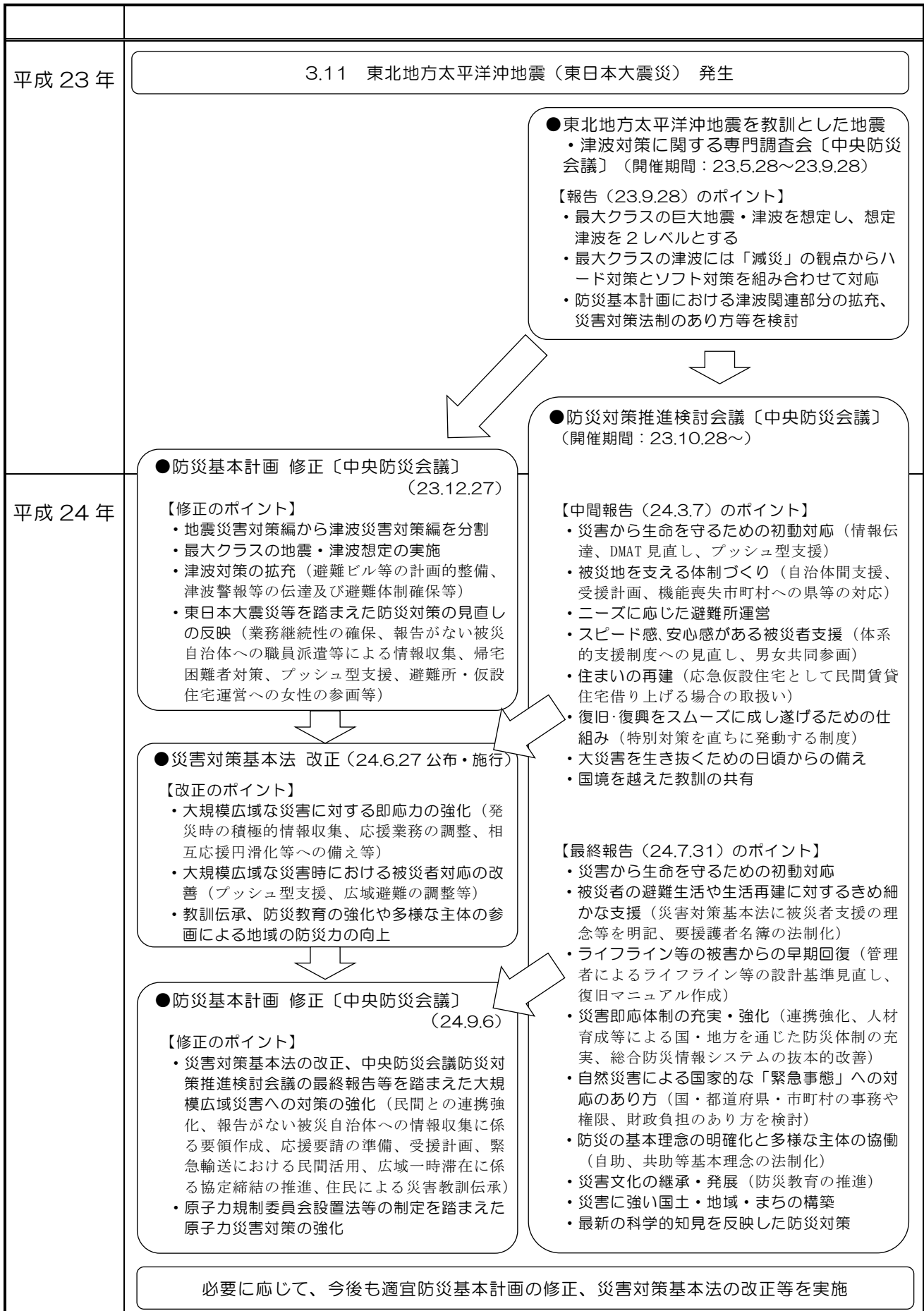
(別紙)

No.	法人 類型	区分	法人名	所管府省	旧形態	民間法人化 年月日(※)
1	特別 民間 法人	検査・検定	日本消防検定協会	総務省	特殊法人	昭和62年1月1日
2			危険物保安技術協会	総務省	認可法人	昭和62年1月1日
3			高圧ガス保安協会	経済産業省	特殊法人	昭和61年10月1日
4			日本電気計器検定所	経済産業省	特殊法人	昭和61年10月1日
5			軽自動車検査協会	国土交通省	認可法人	昭和62年10月1日
6			日本小型船舶検査機構	国土交通省	認可法人	昭和62年10月1日
7		災害防止	建設業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
8			陸上貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
9			林業・木材製造業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
10			港湾貨物運送事業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
11			鉱業労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成元年7月18日
12		中央労働災害防止協会	厚生労働省	認可法人	平成12年6月19日	
13		士業団体	日本公認会計士協会	金融庁	認可法人	平成16年4月1日
14			日本行政書士会連合会	総務省	認可法人	平成15年3月4日
15			日本司法書士会連合会	法務省	認可法人	平成14年12月19日
16			日本土地家屋調査士会連合会	法務省	認可法人	平成15年8月1日
17			日本税理士会連合会	財務省	認可法人	平成14年10月29日
18			全国社会保険労務士会連合会	厚生労働省	認可法人	平成15年3月31日
19			日本弁理士会	経済産業省	認可法人	平成14年8月29日
20			日本水先人会連合会	国土交通省	—	平成19年4月3日
21		年金・保険・共済	消防団員等公務災害補償等共済基金	総務省	特殊法人	平成9年4月1日
22			企業年金連合会	厚生労働省	認可法人	平成14年4月1日
23			石炭鉱業年金基金	厚生労働省	認可法人	平成14年12月13日
24			漁船保険中央会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
25			全国漁業共済組合連合会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
26		事業者団体	全国農業会議所	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
27			全国農業協同組合中央会	農林水産省	認可法人	平成14年4月1日
28			日本商工会議所	経済産業省	認可法人	平成14年4月1日
29			全国商工会連合会	経済産業省	認可法人	平成14年4月1日
30			全国中小企業団体中央会	経済産業省	認可法人	平成17年4月1日
31		投資育成	東京中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
32			名古屋中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
33			大阪中小企業投資育成株式会社	経済産業省	特殊法人	昭和61年7月1日
34		その他	自動車安全運転センター	警察庁	認可法人	平成15年10月1日
35			社会保険診療報酬支払基金	厚生労働省	特殊法人	平成15年10月1日
36			中央職業能力開発協会	厚生労働省	認可法人	平成10年7月1日
37			農林中央金庫	農林水産省	特殊法人	昭和61年9月8日
38			日本勤労者住宅協会	国土交通省	特殊法人	平成15年10月1日
39	特別 法人	災害防止	船員災害防止協会	厚生労働省	—	(昭和42年10月31日)
				国土交通省	—	
40		年金・保険・共済	生命保険契約者保護機構	金融庁	—	(平成10年12月1日)
41			健康保険組合連合会	厚生労働省	—	(昭和18年4月29日)
42			国民年金基金連合会	厚生労働省	—	(平成3年5月30日)
43		事業者団体	日本証券業協会	金融庁	—	(昭和48年7月1日)
44			日本貸金業協会	金融庁	—	(平成19年12月19日)
45			全国土地改良事業団体連合会	農林水産省	—	(昭和33年8月19日)
46			全国食肉業務用卸協同組合連合会	農林水産省	—	(昭和56年5月1日)
47			日本商品先物取引協会	農林水産省 経済産業省	—	(平成11年4月1日)
48	全国石油商業組合連合会	経済産業省	—	(昭和38年11月20日)		
49	その他	損害保険料率算出機構	金融庁	—	(昭和39年1月8日)	
50		原子力発電環境整備機構	経済産業省	—	(平成12年10月18日)	

(※) 1. 特別法人については、「民間法人化年月日」には、参考として法人の設立年月日を記載した。

2. 特別民間法人の「区分」については、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき整理した。特別法人の「区分」については、特別民間法人の分類を参考に、当局で整理した。

災害対策基本法、防災基本計画の改正等の流れ



(注) 内閣府の資料に基づき、当省が作成した。